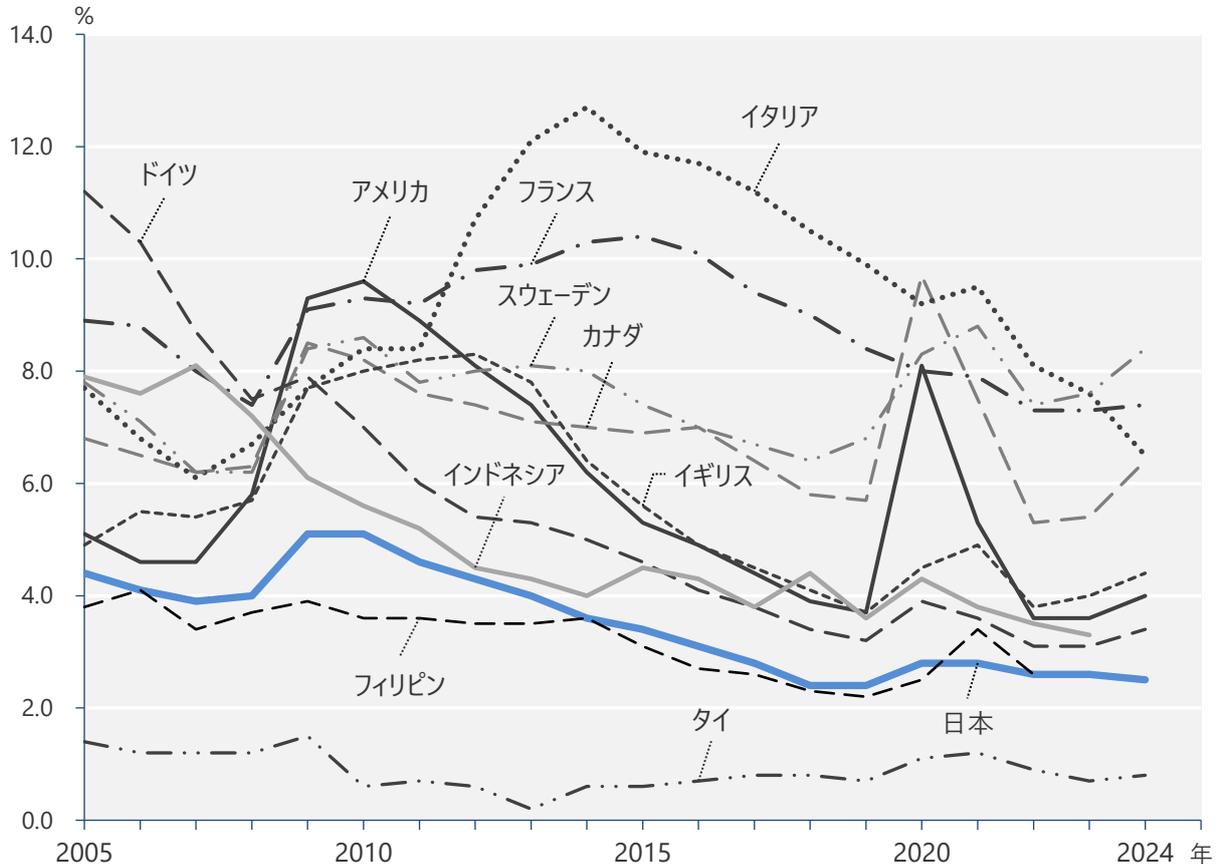


4 . 失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

4-1 失業率



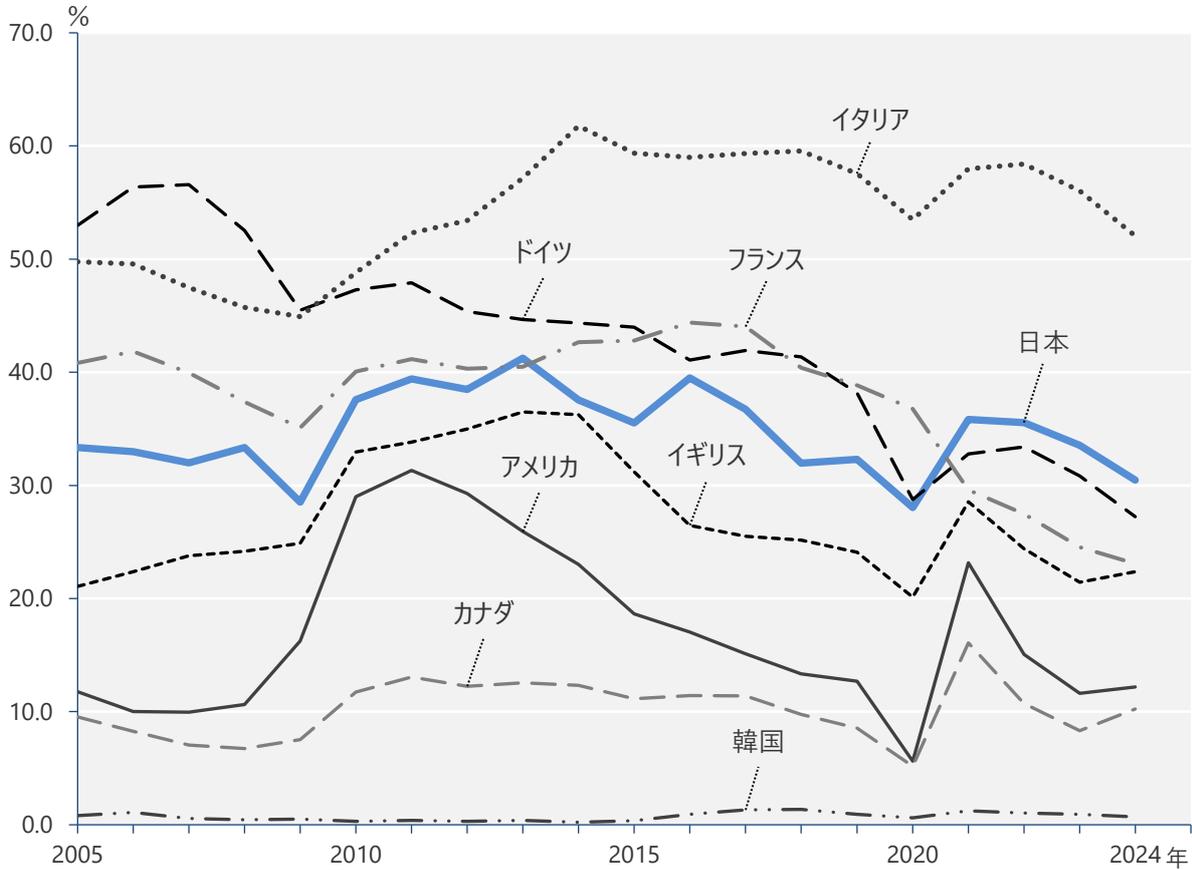
🔗 関連表 p.148 「第 4-1 表 失業率」

失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。2021年以降は多くの国で失業率は改善傾向にある。

各国の失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。

4-2 長期失業者の割合



🔗 関連表 p.156 「第 4-4 表 長期失業者の割合」

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業期間が1年以上の長期失業者の割合をみると、2024年はイタリアが52.0%と半数超となっているほか、日本が30.5%、ドイツが27.2%、フランスが23.1%、イギリス22.4%などとなっている。

背景には、コロナ禍の影響、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第 4-1 表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	3.7	8.1	5.3	3.6	3.6	4.0	USA
カナダ	6.8	8.2	6.9	5.7	9.7	7.5	5.3	5.4	6.4	CAN
イギリス	4.9	8.0	5.6	3.7	4.5	4.9	3.8	4.0	4.4	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	3.2	3.9	3.6	3.1	3.1	3.4	DEU
フランス	8.9	9.3	10.4	8.4	8.0	7.9	7.3	7.3	7.4	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	9.9	9.2	9.5	8.1	7.6	6.5	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	3.4	3.8	4.2	3.5	3.5	3.7	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	5.4	5.5	6.2	5.6	5.5	5.7	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.8	5.6	6.8	5.6	4.6	5.2	—	LUX
スペイン	9.1	19.9	22.1	14.1	15.5	14.9	13.0	12.2	11.4	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	6.4	6.8	6.7	6.1	6.5	6.5	PRT
ギリシャ	10.1	12.7	25.0	17.0	15.9	14.7	12.4	11.0	10.0	GRC
デンマーク	4.8	7.7	6.3	5.0	5.6	5.1	4.4	5.1	6.2	DNK
スウェーデン	7.8	8.6	7.4	6.8	8.3	8.8	7.4	7.6	8.4	SWE
フィンランド	9.6	8.4	9.4	6.7	7.8	7.6	6.7	7.1	8.4	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	3.7	4.4	4.4	3.2	3.6	4.0	NOR
ロシア 2)	7.1	7.4	5.6	4.5	5.6	4.7	3.9	3.1	2.4	RUS
中国	4.2	4.1	4.1	5.2	5.6	5.1	5.6	5.2	—	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	2.9	5.8	5.2	4.3	2.9	3.0	HKG
韓国	3.5	3.3	3.5	3.7	3.9	3.6	2.9	2.7	2.8	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.2	4.1	3.7	2.9	2.7	2.8	SGP
マレーシア 4)	3.5	3.3	3.1	3.3	4.5	4.6	3.9	3.4	n/a	MYS
タイ 5)	1.4	0.6	0.6	0.7	1.1	1.2	0.9	0.7	0.8	THA
インドネシア	7.9	5.6	4.5	3.6	4.3	3.8	3.5	3.3	—	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.2	2.5	3.4	2.6	n/a	n/a	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.1	5.1	6.4	5.0	3.7	3.7	3.9	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	4.1	4.6	3.8	3.3	3.7	4.7	NZL
メキシコ	3.6	5.3	4.3	3.5	4.4	4.0	3.3	2.8	2.7	MEX
ブラジル	10.6	—	8.5	11.9	13.7	13.2	9.2	7.9	6.8	BRA

出典：【日本】総務省統計局（2025.1）「労働力調査（基本集計）」

【中国】国家統計局（2023.9）「中国統計年鑑2024」（2015年以前：「中国統計年鑑2009/2013/2017」）

【シンガポール】人材開発省（<https://stats.mom.gov.sg/>）2025年7月現在

【マレーシア】統計局（<https://www.dosm.gov.my/>）2025年7月現在

【その他】ILOSTAT（<https://ilostat.ilo.org/data/>）2025年7月現在

注 1) 16歳以上が対象。

2) 2005年は15～72歳が対象。

3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。

5) 2005年は第3四半期。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者（男女計）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (All persons)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2024年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	40	200	230	170	150	150	JPN
アメリカ 1)	823	1,121	866	720	653	553	USA
カナダ	196	215	182	162	124	112	CAN
イギリス	280	326	172	146	109	105	UK
ドイツ 2)	102	194	189	179	188	149	DEU
フランス 2)	212	418	318	250	216	221	FRA
イタリア 2)	66	227	230	195	177	180	ITA
スウェーデン 2)	96	70	46	51	42	36	SWE
香港	2	14	16	11	10	12	HKG
韓国	8	67	147	99	59	59	KOR
シンガポール	6	30	38	26	23	23	SGP
フィリピン 3)	90	360	304	159	96	76	PHL
オーストラリア	132	93	74	55	43	45	AUS
ニュージーランド	38	24	15	13	11	9	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	2.3	11.4	13.1	9.7	8.5	8.5	JPN
アメリカ 1)	12.2	16.6	12.8	10.6	9.7	8.2	USA
カナダ	14.1	15.4	13.0	11.6	8.9	8.0	CAN
イギリス	18.4	21.4	11.3	9.6	7.2	6.9	UK
ドイツ 2)	6.8	13.0	12.7	12.0	12.6	10.0	DEU
フランス 2)	9.2	18.1	13.8	10.8	9.4	9.6	FRA
イタリア 2)	3.9	13.7	13.8	11.7	10.6	10.8	ITA
スウェーデン 2)	19.9	14.6	9.6	10.7	8.8	7.4	SWE
香港	1.9	12.7	13.9	9.6	8.7	10.2	HKG
韓国	1.0	8.1	17.9	12.1	7.2	7.2	KOR
シンガポール	2.1	11.4	14.4	9.8	8.5	8.7	SGP
フィリピン 3)	7.3	29.5	24.8	13.0	7.8	6.2	PHL
オーストラリア	22.3	15.8	12.5	9.3	7.2	7.5	AUS
ニュージーランド	26.3	16.3	10.4	8.7	7.4	6.4	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 15～74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者 (男女計) (続き)

Table 4-2-1: Unemployment by age group (All persons) (cont.)

年齢階級 (歳)	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2024年							
失業者数、千人	Unemployment, thousands						
日本	150	190	170	160	160	1,760	JPN
アメリカ 1)	462	436	427	335	364	6,761	USA
カナダ	87	94	87	89	48	1,392	CAN
イギリス	89	96	83	77	39	1,523	UK
ドイツ 2)	119	112	119	117	u 22	1,490	DEU
フランス 2)	186	184	164	122	21	2,311	FRA
イタリア 2)	180	185	139	69	16	1,664	ITA
スウェーデン 2)	35	32	33	29	11	480	SWE
香港	11	13	11	8	5	114	HKG
韓国	61	54	63	79	126	822	KOR
シンガポール	26	29	24	19	21	266	SGP
フィリピン 3)	52	41	29	9	8	1,223	PHL
オーストラリア	36	38	31	30	15	592	AUS
ニュージーランド	8	8	8	7	5	145	NZL
構成比、%	% of total age group						
日本	8.5	10.8	9.7	9.1	9.1	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.8	6.4	6.3	5.0	5.4	100.0	USA
カナダ	6.2	6.7	6.2	6.4	3.4	100.0	CAN
イギリス	5.8	6.3	5.5	5.1	2.6	100.0	UK
ドイツ 2)	8.0	7.5	8.0	7.9	u 1.5	100.0	DEU
フランス 2)	8.1	8.0	7.1	5.3	0.9	100.0	FRA
イタリア 2)	10.8	11.1	8.4	4.2	0.9	100.0	ITA
スウェーデン 2)	7.4	6.6	6.8	6.0	2.4	100.0	SWE
香港	10.0	11.7	9.9	7.0	4.3	100.0	HKG
韓国	7.4	6.6	7.7	9.6	15.3	100.0	KOR
シンガポール	9.7	11.1	9.0	7.3	8.1	100.0	SGP
フィリピン 3)	4.3	3.4	2.3	0.7	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	6.1	6.3	5.2	5.1	2.6	100.0	AUS
ニュージーランド	5.6	5.4	5.5	4.7	3.3	100.0	NZL
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者 (男)

Table 4-2-2: Unemployment by age group (Male)

年齢階級 (歳)	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	
2024年							
失業者数、千人							Unemployment, thousands
日本	20	100	120	100	90	80	JPN
アメリカ 1)	455	620	480	370	336	292	USA
カナダ	105	126	104	87	64	58	CAN
イギリス	157	204	93	64	47	48	UK
ドイツ 2)	60	112	109	101	104	81	DEU
フランス 2)	113	235	165	133	104	112	FRA
イタリア 2)	41	131	119	103	87	83	ITA
スウェーデン 2)	47	41	25	24	20	16	SWE
香港	1	8	9	7	5	7	HKG
韓国	5	25	80	61	33	32	KOR
シンガポール	3	14	22	14	11	11	SGP
フィリピン 3)	51	194	166	84	52	40	PHL
オーストラリア	77	54	44	27	19	20	AUS
ニュージーランド	20	13	8	6	5	5	NZL
構成比、%							% of total age group
日本	2.0	9.9	11.9	9.9	8.9	7.9	JPN
アメリカ 1)	12.4	16.9	13.1	10.1	9.2	8.0	USA
カナダ	13.6	16.4	13.6	11.3	8.4	7.5	CAN
イギリス	19.1	24.7	11.3	7.8	5.7	5.8	UK
ドイツ 2)	7.1	13.3	12.9	11.9	12.3	9.6	DEU
フランス 2)	9.4	19.4	13.7	11.0	8.6	9.2	FRA
イタリア 2)	4.8	15.2	13.8	12.0	10.2	9.7	ITA
スウェーデン 2)	19.1	16.4	9.9	9.5	8.1	6.6	SWE
香港	1.8	11.4	13.7	9.7	7.5	9.8	HKG
韓国	1.0	5.4	17.7	13.5	7.4	7.1	KOR
シンガポール	1.9	9.6	15.6	10.1	7.9	7.6	SGP
フィリピン 3)	7.5	28.8	24.7	12.5	7.7	5.9	PHL
オーストラリア	24.3	17.0	13.9	8.4	6.1	6.3	AUS
ニュージーランド	26.8	18.1	10.6	8.3	6.8	6.7	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

注 1) 15~19歳欄は16~19歳が対象。

2) 15~74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者 (男) (続き)

Table 4-2-2: Unemployment by age group (Male) (cont.)

年齢階級 (歳)	45~49	50~54	55~59	60~64	65~	計(15~)		
2024年								
失業者数、千人	Unemployment, thousands							
日本	80	100	90	100	120	1,010	JPN	
アメリカ 1)	249	230	242	185	201	3,661	USA	
カナダ	45	50	48	53	29	770	CAN	
イギリス	37	55	50	43	26	823	UK	
ドイツ	68	64	62	69	u 14	843	DEU	
フランス	96	92	78	66	14	1,207	FRA	
イタリア	81	91	76	40	7	858	ITA	
スウェーデン	18	17	16	18	u 6	247	SWE	
香港	7	8	7	6	4	68	HKG	
韓国	34	31	40	50	64	451	KOR	
シンガポール	13	15	15	11	14	142	SGP	
フィリピン 2)	29	28	20	6	4	674	PHL	
オーストラリア	18	18	17	17	7	317	AUS	
ニュージーランド	3	4	4	3	3	73	NZL	
構成比、%	% of total age group							
日本	7.9	9.9	8.9	9.9	11.9	100.0	JPN	
アメリカ 1)	6.8	6.3	6.6	5.1	5.5	100.0	USA	
カナダ	5.8	6.5	6.2	6.9	3.8	100.0	CAN	
イギリス	4.5	6.7	6.0	5.2	3.1	100.0	UK	
ドイツ	8.0	7.6	7.3	8.2	u 1.6	100.0	DEU	
フランス	8.0	7.6	6.4	5.5	1.2	100.0	FRA	
イタリア	9.4	10.6	8.8	4.7	0.8	100.0	ITA	
スウェーデン	7.4	6.8	6.6	7.2	u 2.5	100.0	SWE	
香港	10.3	11.2	10.9	8.3	5.4	100.0	HKG	
韓国	7.4	6.8	8.8	11.0	14.1	100.0	KOR	
シンガポール	8.8	10.5	10.2	8.1	9.7	100.0	SGP	
フィリピン 2)	4.3	4.1	3.0	0.9	0.6	100.0	PHL	
オーストラリア	5.5	5.7	5.2	5.3	2.2	100.0	AUS	
ニュージーランド	4.7	5.2	4.9	4.2	3.7	100.0	NZL	
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)		

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者（女）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (Female)

年齢階級（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2024年							
失業者数、千人							Unemployment, thousands
日本	20	90	110	70	60	60	JPN
アメリカ 1)	369	501	386	350	317	262	USA
カナダ	92	89	77	75	59	54	CAN
イギリス	123	122	79	82	62	57	UK
ドイツ 2)	42	82	80	78	84	67	DEU
フランス 2)	99	183	153	116	113	110	FRA
イタリア 2)	25	96	112	92	89	97	ITA
スウェーデン 2)	49	30	21	28	22	19	SWE
香港	u 1	7	7	4	5	5	HKG
韓国	4	42	67	39	26	27	KOR
シンガポール	3	17	16	12	12	12	SGP
フィリピン 3)	39	166	137	75	44	37	PHL
オーストラリア	55	39	30	28	23	25	AUS
ニュージーランド	19	10	7	7	6	4	NZL
構成比、%							% of total age group
日本	2.6	11.8	14.5	9.2	7.9	7.9	JPN
アメリカ 1)	11.9	16.2	12.5	11.3	10.2	8.4	USA
カナダ	14.7	14.2	12.4	12.0	9.5	8.6	CAN
イギリス	17.6	17.5	11.4	11.6	8.8	8.2	UK
ドイツ 2)	6.5	12.6	12.3	12.1	13.0	10.4	DEU
フランス 2)	8.9	16.6	13.9	10.5	10.2	9.9	FRA
イタリア 2)	3.1	12.0	13.9	11.5	11.1	12.1	ITA
スウェーデン 2)	20.8	12.7	9.2	11.9	9.5	8.3	SWE
香港	u 1.9	14.6	14.3	9.4	10.4	10.9	HKG
韓国	1.0	11.3	18.1	10.4	6.9	7.3	KOR
シンガポール	2.4	13.4	13.0	9.4	9.2	9.9	SGP
フィリピン 3)	7.0	30.3	25.0	13.7	8.0	6.6	PHL
オーストラリア	20.1	14.3	11.0	10.3	8.5	9.0	AUS
ニュージーランド	25.9	14.5	10.1	9.1	7.9	6.2	NZL
Age group (years old)	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 15～74歳が対象。

3) 2022年の数値。

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者 (続き)

Table 4-2-3: Unemployment by age group (Female) (cont.)

年齢階級 (歳)	45~49	50~54	55~59	60~64	65~	計(15~)	
2024年							
失業者数、千人						Unemployment, thousands	
日本	70	90	70	60	40	760	JPN
アメリカ 1)	213	205	185	150	162	3,100	USA
カナダ	42	44	39	35	19	623	CAN
イギリス	52	41	34	34	13	700	UK
ドイツ 2)	52	49	57	48	–	647	DEU
フランス 2)	90	92	86	56	7	1,104	FRA
イタリア 2)	99	94	64	29	8	805	ITA
スウェーデン 2)	17	15	16	11	u 5	233	SWE
香港	4	6	4	2	1	46	HKG
韓国	28	24	23	29	62	370	KOR
シンガポール	13	15	9	8	8	125	SGP
フィリピン 3)	23	13	8	3	4	549	PHL
オーストラリア	18	19	14	14	8	275	AUS
ニュージーランド	5	4	4	4	2	72	NZL
構成比、%						% of total age group	
日本	9.2	11.8	9.2	7.9	5.3	100.0	JPN
アメリカ 1)	6.9	6.6	6.0	4.8	5.2	100.0	USA
カナダ	6.7	7.0	6.2	5.7	3.0	100.0	CAN
イギリス	7.5	5.8	4.9	4.8	1.9	100.0	UK
ドイツ 2)	8.0	7.5	8.9	7.5	–	100.0	DEU
フランス 2)	8.2	8.3	7.8	5.1	0.6	100.0	FRA
イタリア 2)	12.3	11.7	7.9	3.6	1.0	100.0	ITA
スウェーデン 2)	7.3	6.3	6.9	4.8	u 2.3	100.0	SWE
香港	9.6	12.6	8.5	5.2	2.6	100.0	HKG
韓国	7.5	6.4	6.3	8.0	16.8	100.0	KOR
シンガポール	10.8	11.7	7.6	6.3	6.3	100.0	SGP
フィリピン 3)	4.2	2.4	1.5	0.5	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	6.7	7.0	5.2	4.9	3.1	100.0	AUS
ニュージーランド	6.5	5.6	6.1	5.4	2.8	100.0	NZL
Age group (years old)	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2025年8月現在

第 4-3 表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級 (歳)	計	15~64	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~	
2024年									%
日本	2.5	2.6	3.9	3.4	2.2	2.1	2.5	1.8	JPN
アメリカ	4.0	4.1	8.9	4.3	3.2	2.7	2.8	3.1	USA
カナダ	6.3	6.5	13.1	6.8	4.8	4.3	5.1	4.3	CAN
イギリス	3.8	3.8	12.1	3.4	2.4	2.4	2.3	2.3	UK
ドイツ	3.4	3.5	6.6	4.1	3.4	2.6	2.4	1.2	DEU
フランス	7.4	7.5	18.7	8.5	5.8	4.9	5.2	3.3	FRA
イタリア	6.5	6.6	20.3	9.1	6.2	4.9	3.8	1.9	ITA
オランダ	3.6	3.7	8.7	3.5	2.5	1.8	2.2	2.5	NLD
ベルギー	5.7	5.8	17.4	7.1	4.4	3.6	3.4	1.7	BEL
スペイン	11.3	11.4	26.5	13.0	9.1	9.0	10.5	6.7	ESP
ポルトガル	6.4	6.6	21.6	7.3	4.9	4.6	5.4	2.3	PRT
ギリシャ	10.1	10.2	22.5	14.8	9.3	7.5	7.2	6.0	GRC
デンマーク	5.9	6.2	14.6	7.2	4.7	2.7	3.9	—	DNK
スウェーデン	8.4	8.5	24.3	7.8	6.0	5.5	5.8	5.0	SWE
フィンランド	8.3	8.5	17.7	9.2	6.5	5.4	7.7	3.9	FIN
ノルウェー	4.0	4.1	12.1	3.6	3.1	2.2	1.6	1.4	NOR
ロシア 1)	3.9	4.0	14.7	4.4	3.1	2.8	2.8	1.9	RUS
オーストリア	5.2	5.2	10.3	6.0	4.7	3.8	3.7	2.1	AUT
スイス	4.3	4.5	8.2	4.9	4.0	3.4	3.4	1.5	CHE
アイルランド	3.1	3.2	10.6	4.8	2.3	0.9	—	—	IRL
韓国	2.8	2.8	6.4	4.3	2.1	1.7	2.4	3.1	KOR
オーストラリア	4.0	4.1	9.4	3.7	2.7	2.6	3.1	2.1	AUS
ニュージーランド	4.7	4.9	14.1	4.1	3.0	2.8	2.9	2.1	NZL
ブラジル	6.6	6.8	15.0	6.9	4.8	4.4	3.8	2.0	BRA
メキシコ	2.7	2.8	5.8	3.5	1.9	1.6	1.3	0.8	MEX
Age group (years old)	Total	15-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65+	

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

1) 2022 年値。

第 4-4 表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
失業期間：6か月以上1年未満									Duration: 6 to 12 months
日本	15.8	18.0	15.0	15.3	15.5	14.4	10.0	13.8	JPN
アメリカ	7.9	14.3	9.4	9.8	15.6	6.8	7.8	9.2	USA
カナダ	7.4	11.3	9.2	10.2	14.1	8.2	8.4	11.0	CAN
イギリス	15.9	20.1	15.9	15.2	19.1	12.0	12.7	16.1	UK
ドイツ	16.3	16.1	15.4	18.8	16.9	14.7	14.2	15.4	DEU
フランス	19.1	20.0	19.7	20.1	16.1	15.0	15.8	15.9	FRA
イタリア	14.3	16.6	13.6	15.6	11.9	11.3	12.2	12.8	ITA
オランダ	19.6	21.1	16.3	16.6	13.9	10.0	10.6	10.8	NLD
ベルギー	15.1	17.3	14.3	17.2	15.7	14.2	13.6	15.4	BEL
スペイン	15.1	21.1	14.4	18.5	16.4	13.9	14.7	14.6	ESP
ポルトガル	18.7	18.0	11.6	18.5	17.7	12.0	15.2	15.6	PRT
ギリシャ	17.8	18.1	11.0	14.8	15.2	15.4	16.3	16.6	GRC
デンマーク	16.6	18.4	13.5	13.6	13.5	8.2	9.2	9.5	DNK
スウェーデン	—	17.6	14.9	14.7	19.5	15.6	13.7	16.9	SWE
フィンランド	16.9	15.9	14.5	13.7	14.3	12.6	13.5	14.0	FIN
ノルウェー	12.8	16.8	14.3	18.4	15.0	10.7	11.6	10.7	NOR
ロシア	19.3	17.4	20.6	21.2	—	—	—	—	RUS
オーストリア	18.1	17.9	20.0	18.2	16.8	14.7	15.5	16.8	AUT
スイス	20.1	21.7	16.5	20.8	17.5	13.5	16.2	—	CHE
アイルランド	16.9	21.2	14.5	17.5	14.2	8.7	8.1	13.2	IRL
韓国	10.8	6.6	9.6	10.0	11.1	10.2	9.7	10.5	KOR
オーストラリア	21.5	14.7	15.4	18.0	14.7	11.6	12.1	13.6	AUS
ニュージーランド	12.6	19.3	19.2	18.4	21.9	17.5	17.1	20.1	NZL
メキシコ	4.7	5.1	4.0	8.1	8.0	4.7	4.3	3.8	MEX

第 4-4 表 長期失業者の割合 (続き)

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2005年	2010	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
									%
失業期間：1年以上									Duration: 1 year and over
日本	33.3	37.6	35.5	28.0	35.8	35.6	33.5	30.5	JPN
アメリカ	11.8	29.0	18.7	5.6	23.1	15.1	11.6	12.2	USA
カナダ	9.5	11.7	11.1	5.2	16.1	10.7	8.3	10.2	CAN
イギリス	21.1	32.9	31.2	20.1	28.5	24.4	21.5	22.4	UK
ドイツ	53.0	47.3	44.0	28.8	32.8	33.4	30.8	27.2	DEU
フランス	40.8	40.1	42.8	36.8	29.6	27.5	24.5	23.1	FRA
イタリア	49.8	48.8	59.4	53.5	58.0	58.4	56.0	52.0	ITA
オランダ	40.2	27.2	43.8	24.0	20.3	19.3	14.4	14.3	NLD
ベルギー	51.7	48.8	51.7	41.6	42.3	42.2	40.0	36.4	BEL
スペイン	24.4	36.6	51.6	32.1	41.7	39.1	35.0	33.4	ESP
ポルトガル	48.3	55.9	61.3	36.0	44.9	48.0	39.9	39.0	PRT
ギリシャ	51.9	44.8	73.2	66.7	62.9	63.1	57.3	54.9	GRC
デンマーク	23.4	17.8	25.3	15.8	19.6	8.2	8.1	9.8	DNK
スウェーデン	—	17.3	17.6	11.7	17.6	22.5	18.5	17.4	SWE
フィンランド	24.9	23.6	25.1	15.9	24.2	23.1	22.9	20.6	FIN
ノルウェー	18.7	20.6	23.9	20.9	24.1	19.6	13.6	16.4	NOR
ロシア	39.0	30.0	27.3	18.8	—	—	—	—	RUS
オーストリア	25.5	25.4	29.2	24.5	31.5	25.2	22.4	21.7	AUT
スイス	39.0	35.5	39.6	34.6	42.4	41.1	31.2	—	CHE
アイルランド	33.4	49.0	57.6	24.1	32.5	38.3	34.4	27.5	IRL
韓国	0.8	0.3	0.4	0.6	1.2	1.0	0.9	0.7	KOR
オーストラリア	17.7	18.6	23.4	19.8	28.3	24.7	19.4	20.3	AUS
ニュージーランド	9.8	8.9	13.8	8.8	11.2	11.6	9.7	10.7	NZL
メキシコ	1.8	1.9	1.7	1.4	4.8	3.0	2.4	2.2	MEX

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

第 4-5 表 失業期間別構成比

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration

	1か月未満	1～2か月	3～5か月	6～11か月	1年以上	
2024年						%
日本	17.2	22.4	16.1	13.8	30.5	JPN
アメリカ	33.1	29.8	15.7	9.2	12.2	USA
カナダ	32.6	28.7	17.4	11.0	10.2	CAN
イギリス	–	43.8	17.6	16.1	22.4	UK
ドイツ	14.9	23.7	18.8	15.4	27.2	DEU
フランス	19.7	24.2	17.2	15.9	23.1	FRA
イタリア	11.5	10.7	13.1	12.8	52.0	ITA
オランダ	30.0	30.2	14.7	10.8	14.3	NLD
ベルギー	11.3	21.7	15.2	15.4	36.4	BEL
スペイン	14.8	21.5	15.6	14.6	33.4	ESP
ポルトガル	9.2	20.2	16.1	15.6	39.0	PRT
ギリシャ	4.3	11.0	13.2	16.6	54.9	GRC
デンマーク	30.6	27.7	22.5	9.5	9.8	DNK
スウェーデン	33.9	15.4	16.5	16.9	17.4	SWE
フィンランド	21.4	24.7	19.3	14.0	20.6	FIN
ノルウェー	25.9	30.2	16.9	10.7	16.4	NOR
ロシア 1)	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	11.4	30.1	20.0	16.8	21.7	AUT
スイス 2)	16.2	19.1	17.3	16.2	31.2	CHE
アイルランド	11.9	34.9	12.5	13.2	27.5	IRL
韓国	–	58.9	29.9	10.5	0.7	KOR
オーストラリア	23.9	26.0	16.2	13.6	20.3	AUS
ニュージーランド	22.8	25.5	20.9	20.1	10.7	NZL
メキシコ	47.3	35.7	11.0	3.8	2.2	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 2	3 to 5	6 to 11	1 year and more	

出典：OECD (<https://data-explorer.oecd.org/>) 2025年7月現在

注 1) 2020年の数値。

2) 2023年の数値。

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去1か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査(CPS)：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去4週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。 既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)：仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
	(登録失業者) 職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った15歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査(Enquête Emploi en continu)： 15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16歳から定年退職時（男性60歳、女性50歳（幹部は55歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注1)
	都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去3か月以内に休職活動を行った16歳以上の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第 4-6 表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去4週間に求職活動を行った者で、仕事を得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
シンガポール	労働力調査：15歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2週間以内に就業が可能であり、過去4週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15歳以上64歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業可能な状態であり、過去7日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者 または、既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
ニュージーランド	労働力調査：15歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間（調査期間）において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU労働力調査：15歳以上74歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：[日本] 総務省統計局、[アメリカ] 労働統計局(BLS)、[カナダ] 統計局、[イギリス] 統計局(ONS)、[ドイツ] 統計局(Destatis)、[フランス] 国立統計経済研究所(Insee)、[中国] 国家統計局(NBS)、[韓国] 統計庁(KOSTAT)、[マレーシア] 統計局(DOSM)、[タイ] 統計局(NSO)、[EU] 欧州統計局(Eurostat)、[その他] ILOSTAT

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ (注3)	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当(JSA)
根拠法	雇用保険法 (1974年)	社会保障法 (1935年) 連邦失業税法 (1939年) 各州失業保険法	求職者法 (1995年)
被保険者	適用事業に雇用される労働者。 公務員は適用除外 (被保険者数4499万人、2025年3月末) (注1)	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象 (暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が1500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主) を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として18歳以上 (16歳及び17歳の者については例外あり)、年金受給年齢未満のイギリス居住者
受給要件	基本手当： ・離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること (注2) ・ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること (※) ・自己都合による離職の場合には原則1か月間の給付制限がかかる。ただし、5年以内に2回以上正当な理由なく自己都合退職した場合は給付制限期間が3か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること ・上記※と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者 (セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く) は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと (又は週平均労働時間が16時間未満) ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去2年度の間に、①いずれか1年について被用者として国民保険 (注4) 料を26週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を50週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に (2週間に1度等) ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の50～80% (低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)	州毎に異なる。全米平均給付額は週453.85ドル (2024年)	16～24歳：週72.90ポンド 25歳以上：週92.05ポンド (2025年)

注 1) 2017年1月より、65歳以上の者も適用対象。

2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者 (特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者や正当な理由のある自己都合により離職した者 (特定理由離職者) については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。

3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020年4月～21年9月6日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償(FPUC) = 週600ドル (2020.8～週300～400ドル、2020.12～週300ドル) の加算支給、パンデミック失業支援プログラム(PUA) = ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償(PEUC) = 受給資格満了者に対する最大53週間 (当初は最大13週間) の延長給付。

4) 失業者や就労困難者向けの拋出手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本 (続き)	アメリカ (続き)	イギリス (続き)
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる ※倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注5）	州毎に異なり、最短期間は1週間から、最長期間は26週間 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では13週間、又は20週間を追加	最長182日
財源	給付総額の2.5%を国庫負担、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の14.5（2025年4月から） ・労働者負担分：1000分の5.5 ・事業主負担分：1000分の9 （このうち失業給付分は1000分の5.5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の2つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は5.4ポイント減額され、0.6%となる	保険料：賃金の23.0% ・被用者：8.0% ・事業主：15.0% （2025年4月～） 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が1年以上の場合50日分、1年未満の場合30日分を一時金として支給。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	<p>基本手当：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること ・求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・離職前30か月において通算12か月以上保険料を納付していること ・公共職業安定所に失業登録をしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険制度に一定期間加入 53歳未満： 離職直前24か月間で130日（910時間）以上 53歳以上： 離職直前36か月間で130日（910時間）以上 ・就労活動に必要な身体能力があること ・フランス・トラバユ(France Travail)に求職者として登録されていること ・求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること（注6） ・原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金（法律上の控除額を差し引いた前職の賃金）の60%（扶養する子がいる場合は67%）	<p>給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム等）に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1303.05ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の75% ・1303.05～1426.72ユーロ未満： 支給額（日額）は、31.97ユーロの定額 ・1426.72～2415.01ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の40.4% + 13.18ユーロ ・2415.01～15700ユーロ未満： 支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の57% (2025年7月1日現在)

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l' Emploi)にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ (続き)	フランス (続き)
給付期間	離職前5年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6か月間から24か月間の給付を受けることが可能	<p>55歳未満：182日～548日 55歳以上56歳未満：182日～685日 57歳以上：182日～822日</p> <p>2023年2月1日から労働市場の状況に応じて失業保険給付期間を調整する制度が施行され、INSEEが公表した推計に基づいて、労働担当大臣からの命令が発令された場合に、給付期間が延長される。</p> <p>55歳未満：730日まで延長 55歳以上56歳未満：913日まで延長 57歳以上：1095日まで延長</p> <p>62歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長67歳までに受給可能となる</p>
財源	保険料：労使折半 原則賃金の2.6%	<p>保険料：総賃金の4.00% (2025年) ・事業主：4.00% (2025年5月から) (4.05%、2025年4月30日まで)</p> <p>国庫負担： 2019年より被用者負担が廃止され、社会保障目的税である一般社会拠出金(CSG) (労働者負担) から拠出されている。その割合は2019年には37.5%だった</p>
管理運営機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	フランス・トラバイク(France Travail)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する市民手当(Bürgergeld)制度がある (p.269 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照)	失業給付の受給期間を満了した長期失業者などを対象とした連帯特別手当制度がある (p.271 第9-8表 公的扶助制度・支援政策等参照)

出典： [日本] 厚生労働省及びハローワーク、 [アメリカ] 労働省 (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)、 [イギリス] : Gov.uk、 [ドイツ] : 労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)等、 [フランス] フランス・トラバイク(France Travail)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会(UNEDIC)等

第 4-8 表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2020	2021	2022	2023	2024	
千人								thousands
日本 1)	654	436	476	434	405	423	427	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	19,081	12,034	1,657	1,801	1,871	USA
UI (州)	4,487	2,237	10,093	3,191	1,503	1,760	1,848	a
初回申請者数 (州)	454	275	1,377	547	221	231	224	b
イギリス 3)	1,415	652	277	127	78	73	71	UK
抛出制JSA ...①	234	86	156	48	28	37	46	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	97	66	42	28	15	d
①②とも受給	22	9	0	0	0	0	0	e
不支給	91	35	24	13	9	8	10	f
ドイツ 4)	5,855	5,156	4,901	4,665	4,447	4,728	4,883	DEU
失業給付 I	1,017	829	1,011	873	730	799	895	g
市民手当	4,838	4,327	3,889	3,792	3,718	3,929	3,988	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,292	2,666	2,942	2,817	2,477	2,574	2,637	i
連帯特別手当等	442	518	365	339	306	265	257	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) Bürgergeld; i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典： [日本] 厚生労働省 (2025.10) 「2024年度雇用保険事業年報」
 [アメリカ] 政府印刷局 (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econic/>) 2025年11月現在
 [イギリス] 雇用年金省 (2025.10) *Benefit expenditure and caseload tables 2025*
 [ドイツ] 連邦雇用エージェンシー (<https://statistik.arbeitsagentur.de/>) 2025年11月現在
 [フランス] 雇用局 (<http://www.pole-emploi.org/>) 2025年10月現在

注： 国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。
 なお、新型コロナ対応の特別スキームについては、JILPT「海外労働情報22-10 諸外国の雇用維持政策」を参照のこと。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般被保険者に対する求職者給付（基本手当所定給付日数分のみ）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。なお、イギリスでは求職者や低所得者を対象とした新たな総合給付制度(Universal Credit)への移行が進められており、当該制度による2024年度の求職者関連受給者数は135万5千人。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と市民手当受給者の合計。2022年以前の市民手当の欄は失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均をJILPTにおいて算出。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

	日本	
種別	雇用調整助成金制度	再就職支援制度
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった	・雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	
目的	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する	・最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上） ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全1日にわたって実施させるものであること、または所定労働時間内に当該事業所における対象労働者について1時間以上行われるもの（短時間休業）であること ・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に教育訓練以外の業務に就かないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「早期再就職支援等助成金（再就職支援コース、雇入れ支援コース）」がある
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間まで ・休業・教育訓練助成金：休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額に助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額 ・教育訓練加算額：1人1日当たり1200円を加算した額 ・累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定期間から ・教育訓練実施率（注1）1/10未満：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/4、中小企業1/2 教育訓練加算額1,200円 ・教育訓練実施率1/10以上1/5未満：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/2、中小企業2/3 教育訓練加算額1,200円 ・教育訓練実施率1/5以上：休業・教育訓練助成金助成率 大企業1/2、中小企業2/3 教育訓練加算額1,800円 	—
支給限度	<ul style="list-style-type: none"> ・休業等を実施した場合の1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8,635円）を上限額とする ・教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない ・支給限度日数はいずれも1年間で100日、3年間で150日 	—

注 1) 休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	ドイツ	
種別	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld)	移行給付金 (Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援 (社会法典第3編第3章第6節)	雇用の維持に関する支援 (社会法典第3編第3章第6節)
運営主体	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)
適用要件	企業が経済的な理由又は不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮 (Kurzarbeit)を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置 (Transfermaßnahmen)と移行操業短縮手当 (Transferkurzarbeitergeld)の2つが含まれる
給付期間	12か月 (連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能)	<ul style="list-style-type: none"> 移行措置：解約予告期間(Kündigungsfrist)内 移行操業短縮手当：最長12か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、(労使折半の)雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第3編に記載されており、その予算は、(労使折半の)雇用保険料、割当金(Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の60% (子がいる場合には67%) が支給される	<ul style="list-style-type: none"> 移行措置：支給額は移行措置費用の50%で、支援を受ける労働者につき2500ユーロを上限とする 移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。	—

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	フランス
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注1）
根拠法	労働法典（L5122-1条、R5122-1条、D5122-51条、D6321-5条）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・不景気（受注の減少など） ・原材料又はエネルギー調達での問題 ・災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編又は近代化 ・その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも時給9.52ユーロ（上限：32.45ユーロ、法定最賃の4.5倍を上限とする） ・雇用主が従業員に対して総額賃金の60%を支給し、雇用主が支払った賃金の60%分が国及び失業保険から少なくとも時給8.57ユーロ支給される（上限：時給19.47ユーロ）（注2）（2026年1月現在）
給付期間	最大6週間
補償時間	<p>支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・年間割当量は、従業員1人当たり1000時間に制限される ・会社の建物や施設の改造の場合は、100時間に制限される
適用除外	<p>以下の場合、支払い対象の従業員から除外される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分的失業が、集团的労働紛争による場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合

注 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)」を促進させる制度だが、2013年の改正により、よりポジティブな用語にすべきであるとして、部分的活動(Activité professionnelle)の用語に変更された。

2) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）とCRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

	韓国	アメリカ	
種別	雇用維持支援金制度	操業短縮補償制度 (注3)	再就職支援
根拠法	雇用保険法	1982年課税の公平性及び財政責任法	・労働力革新・機会法 (2014) により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、休職などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付	・地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の51%は雇用主でなければならない
支給額	・有給休業・休職：事業主が支給した休業・休職手当の2/3 (大規模企業の場合1/2または2/3) を支給 ※特別雇用支援業種、雇用危機地域は9/10 (大規模企業は2/3または3/4) ・無給休業・休職：労働者の平均賃金の50%の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	州により異なる	・連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支援期間	有給休業・休職については合わせて年間180日以内 (無給休業・休職は最大180日)	州により異なる	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第26条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用したり、3年以上連続して雇用維持措置を実施したりする場合 ・季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	州により異なる	

出典：[日本] 厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2022年11月2日) 及び厚生労働省ウェブサイト、[ドイツ] 政府サイト、連邦雇用エージェンシー(BA)、[フランス] 政府公共サービスサイト、[韓国] 脇田滋 (2011) 「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1)雇用保険法・雇用保険制度」、「龍谷法学 (44巻1号)」、雇用労働部、[アメリカ] 労働省(DOL)、労働政策研究・研修機構 (2022) 「諸外国の雇用維持政策」

注 3) 制度導入の有無は、州の判断による。2022年3月時点で、26の州とコロンビア特別区が制度を実施。なお、米国ではコロナ禍で本制度とは別の支援スキームとして、雇用維持目的の資金を中小企業等の事業主に事実上提供する緊急融資制度「給与保護プログラム (Paycheck Protection Program, PPP)」を設けた (期間：2020年4月3日～21年5月31日)。